

公共下水道接続調査と使用料賦課漏れについて

1. 概要

本来下水道使用料を賦課しているべき相手方171件に対し、市側の手続不備等により賦課をしていないことが判明しました。(当初判明は平成30年8月)

判明した当時、各戸を訪問し、その時点で82件の調査を行い、15件は賦課対象外、67件の方には下水道使用料を賦課いたしましたが、その時点で調査が中断しておりました。

今回調査の中断が判明いたしましたので、調査未着手であった残る89件について、早急に調査を行うとともに対象者に説明をし、納入いただけるようお願いをしております。

こうした事案が発生いたしましたことに対し、市民の皆様、関係者の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

2. 調査の現状

平成30年11月時点で水道料金が徴収され、下水道料金が徴収されないものを調査対象として抽出した。

No.	項目	件数	現状と今後の対応
1	届出等を確認し、調査を行うこととしたもの	171件	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査完了82件。うち15件は賦課対象外、67件は賦課済。 ・残89件について早急に確認してまいります。 ・調査結果を基に未賦課金額を確定させると共に、賦課漏れとなった原因を確認してまいります。
2	届出がないもの	7件	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を完了し、全て賦課済み。
3	し尿汲み取り、浄化槽と思われるもの	588件	<ul style="list-style-type: none"> ・H30末時点でし尿、浄化槽処理件数は1,117件。うち下記No.5、6を除く575件。 ・し尿汲み取り及び浄化槽世帯の確認調査を行ってまいります。
※下水道に接続がなく、使用料対象外のもの			
4	散水栓等	208件	
5	し尿汲み取り	358件	
6	浄化槽	184件	
計		1,516件	

3. 問題発生の原因

(1) 市側の手続不備

- ・下水道使用開始届に基づいて作成する下水道使用料の徴収データについて、徴収事務を委任している水道部に受け渡す際、十分な確認が行われなかったもの。

(2) その他の要因

- ・使用者から、下水道使用開始届が提出されず、使用状況が把握できなかったもの。

4. 今後の対応

- (1) 公共下水道への接続の有無を確認する現地調査を速やかに再開いたします。
- (2) 接続が確認できた世帯について、使用料賦課を開始する旨、訪問にて説明いたします。
- (3) 市側の手続不備等(入力ミスや調査作業の遅れ等)によるものは、内容を精査し、今後の対応方針を定めてまいります。
- (4) 令和2年10月末を目途に作業完了し、改めて報告いたします。